

広島県告示第八十一号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県備北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 河川の名称

一級河川江の川水系指定区間片丘川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年一月二十六日

三 廃川敷地等の位置

三次市十日市南六丁目一七九六番一六

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

五四・一四平方メートル